

(平成22年3月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年1月から同年12月までの期間及び60年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年6月から59年12月まで
② 昭和60年4月から61年3月まで

母の勧めで国民年金に加入し、国民年金保険料は婦人会が保険料を徴収していたので、母と一緒に婦人会を通じて保険料を納付していたが、社会保険庁(当時)の記録では母の国民年金保険料は納付になっているのに、自分の保険料は未納となっている。

母は既に死亡しているため保険料の納付状況は確認できないが、母と一緒に納付していたことを憶えているので、申立期間の国民年金保険料が未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年3月5日に社会保険事務所(当時)からA市に払い出された番号であることが確認でき、これは、同年4月の基礎年金制度の導入に伴い払い出された番号であるとともに、申立人が所持する国民年金手帳の住所欄に「昭和61年4月16日」と記載されていることから、申立人の同記号番号は、同年4月にA市から申立人に払い出されたものと推認でき、払出時点(61年4月)において、申立期間①のうち59年1月から同年12月までの期間は過年度納付、申立期間②は現年度納付が可能な期間である。

また、オンライン記録によると、申立人の国民年金保険料については、昭和60年1月から同年3月まで過年度納付、61年4月から現年度納付されていることが確認できる上、申立人へ国民年金手帳記号番号が払い出された時点で納付可能な申立期間①のうち59年1月から同年12月までの期間及び申立期間②のうち60年4月から同年12月までの期間については、申立人が一緒に納付し

ていたと主張する申立人の母の国民年金保険料の納付が確認できること、及び申立期間②のうち61年1月から同年3月までの期間については、申立人の父の国民年金保険料の納付が確認できることを踏まえると、国民年金保険料の納付可能な期間である申立期間①のうち59年1月から同年12月までの期間及び申立期間②の保険料を納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間のうち昭和52年6月から58年12月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号払出時点（61年4月）において、時効により国民年金保険料が納付できない期間である上、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年1月から同年12月までの期間及び60年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

佐賀厚生年金 事案 961

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から23年10月1日まで

昭和22年4月にA学校を卒業し、B市にあったC社D支所の本社事務所に入社した。同事務所には20人以上の事務職員がいたと思う。2年間ぐらいは勤務したのに、厚生年金保険の加入記録が3か月となっているのは納得がいかない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

C社D支所の本社事務所での業務内容に係る申立人の記憶、及びA学校の同級生で、申立人と同期で当該事業所の別事務所に勤務したとする同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社D支所は既に廃業しており、申立期間当時の賃金台帳等の書類は無く、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できない。

また、A学校の同級生で、申立人と同期でC社D支所に入社した同僚は勤務開始から13か月後、21年4月ごろに当該事業所に入社したと供述している同僚は勤務開始から6か月後、昭和20年6月ごろに当該事業所に入社したと供述している同僚は勤務開始から36か月後に厚生年金保険の資格を取得していることから、当該事業所は従業員を入社後直ちに厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間当時のC社D支所に係る昭和23年の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、各月1日付けの資格取得者が多数確認できることから、当該事業所は勤務開始時期が異なる者をまとめて厚生年金保険に加入させてい

たと思われる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 962

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 21 日から同年 4 月 21 日まで

昭和 38 年 3 月に A 社 (現在は、B 社) に入社し、同年 9 月まで勤務した。同社を退職した際にもらった失業保険被保険者離職票には、昭和 38 年 3 月 21 日から同年 9 月 26 日までの間、同社における雇用保険加入記録が記載されているが、厚生年金保険の被保険者記録は 38 年 4 月 21 日から同年 9 月 26 日までとなっているので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する失業保険被保険者離職票の記録により、申立人が昭和 38 年 3 月 21 日から A 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 社は、昭和 61 年 8 月 9 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、また、同社の後継事業所である B 社は、申立人に係る人事記録及び給与台帳等を保管していないことから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認することができない。

また、申立人より一週間早い昭和 38 年 3 月 14 日に A 社に入社したとする同僚は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格取得日 (38 年 4 月 21 日) の一週間後 (38 年 4 月 28 日) に資格を取得したことが確認でき、入社日と被保険者資格取得日が異なっている。

さらに、当該同僚は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該同僚の厚生年金保険の被保険者資格取得日 (昭和 38 年 4 月 28 日) と同日付けで資格を取得したことが確認できる別の同僚二人について、「自分と同じ入

社日ではない。」と供述している。

加えて、申立人及びこれら同僚3人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の厚生年金保険被保険者資格取得届受理番号は同一であることから、申立人を含む4人の資格取得届は一緒に行われたことがうかがえる。

これらのことから、申立期間当時、A社は、厚生年金保険の被保険者資格取得手続について、入社後直ちに厚生年金保険に加入させておらず、また、入社日の異なる社員の資格取得手続をまとめて行っていたものと考えられる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。